

企画競争説明書

業務名称： 大洋州地域持続可能な経済成長に向けた経済・主要
セクター情報収集・確認調査

調達管理番号：21a00245

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」
とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年6月9日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年6月9日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：大洋州地域持続可能な経済成長に向けた経済・主要セクター情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年8月 ～ 2022年2月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：芳沢 忍 (Yoshizawa. Shinobu@jica.go.jp)

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

東南アジア・大洋州部 東南アジア第六・大洋州課

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則(調)第 8 号) 第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号) 第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定め
ます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作
成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の
対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反
が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企
業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の
者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定
する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認する
ことがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成
し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての
社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契
約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた
だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格
要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年6月18日12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則として
お断りしています。

(3) 回答方法：2021年6月24日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年7月2日12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：

1) プロポーザル

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：e-koji@jica.go.jp

件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類：

1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) FJD1 = 54.0883 円
 - b) US\$ 1 = 108.842 円
 - c) EUR 1 = 131.973 円
- 5) その他留意事項
特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／マクロ経済・投資環境分析
 - b) セクター概観・開発アプローチ分析
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
4.74 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年7月16日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開すること

とします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：開発経済（特に小島嶼国）にかかる各種調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／マクロ経済・投資環境分析

➤ セクター概観・開発アプローチ分析

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／マクロ経済・投資環境分析）】

a) 類似業務経験の分野：マクロ経済・投資環境分析等にかかる各種調査業

務

b) 対象国又は同類似地域：フィジー国、ミクロネシア国、マーシャル国及び
その他大洋州地域

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 セクター概観・開発アプローチ分析】

a) 類似業務経験の分野：セクター概観・開発アプローチ分析等にかかる各
種調査業務

b) 対象国又は同類似地域：フィジー国、ミクロネシア国、マーシャル国及び
その他大洋州地域

c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、*プレゼンテーションを実施しません。*

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(50)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	23	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	23	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	0	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(40)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(40)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／マクロ経済・投資環境分析</u>	(30)	(13)
ア) 類似業務の経験	12	6
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	—	(13)
ア) 類似業務の経験	—	6
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>セクター概観・開発アプローチ分析</u>	(10)	
ア) 類似業務の経験	5	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	2	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「大洋州地域持続可能な経済成長に向けた経済・主要セクター情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

<フィジー共和国>

フィジー共和国（以下、「フィジー」という。）は、1970年の英国からの独立以来、主に先住系と英国植民地時代に入植したインド系の2つの民族が存在し、これまで先住系の優遇政策がとられてきたことなどにより、民族間の政治的対立が存在し、過去計4回クーデターが発生している。現在は、インド系国民にも配慮した政策運営が執り行なわれており、与党が国会の過半数以上を占める等、安定的な政治体制の下、政策運営が行われている。

フィジーの経済は観光業に大きく依存しているが、過去のクーデター時には、特に治安状況への不安から観光業への影響は尽大であった。また、2009年には世界経済不況の影響等により観光業が低迷し、経済事情は混乱したが、政府の経済刺激政策も奏功し2011年以降は9年連続のプラス成長を続けていた。しかし、2016年2月にはフィジーを襲った大型サイクロン「ウインストン」の影響でGDPの約20%に相当する経済的被害を受けるなど、頻発する自然災害とその対応能力の低さは、当国の経済・財政へのリスクであると指摘されている。（IMF4条レポート、2020年3月）国連大学の世界リスク報告（2020年度版）においても、フィジーは世界181か国中災害リスク指標が15位となっており、自然災害が経済に与える影響が大きいと分析されている。また、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」という。）の世界的な感染拡大及び当国政府による国内感染拡大防止措置により、同国の基幹産業である観光産業の鈍化のみならず、当国の国営航空会社であるフィジー航空や空港公社、港湾公社等の政府系企業に加えて、観光関連産業、建設業、運輸交通業、不動産業、輸出製品関連産業等、民間セクター全体に影響が出ている。これらの影響により、当国の2020年の経済成長率は、▲19%（IMF、2021年4月）まで低下し、10年ぶりのマイナス成長となる見通しを示している。

上記に加えて、フィジーは太平洋島嶼国の中では2番目に大きな人口を持ち、地理的に太平洋島嶼国の中心に位置していることから、地域のハブ的な役割を担っている。このため、太平洋の国々と地域で構成される地域協力のための国際機関、太平洋諸島フォーラム（Pacific Islands Forum ; PIF）事務局や南太平洋大学（University of the South Pacific ; USP）が当国に設置されている。また、当国政府は、2017年10月に、フィジ

ードル建てグリーンボンド国債を発行すると発表（途上国では初、世界でもポーランド、フランスに次いで3番目）し、同年11月に開催された第23回気候変動枠組条約締約国会議（COP23）では、議長国を務める等、気候変動分野で近年発言力を高めている。

かかる状況の下、当国政府により策定された「国家開発計画 2017-2036」（National Development Plan 2017-2036）等に沿って、国としての開発（潜在的な成長産業を含む）を進めるとともに、国内における開発および海外からの投資を促進することで、観光関連産業及びその他産業の振興による生産性と競争力の向上を含めた持続的な経済成長を実現する必要がある。

<ミクロネシア連邦>

ミクロネシア連邦（以下、「ミクロネシア」という。）は、1914年から30年に亘り、我が国が南洋群島の一部として委任統治していたこともあり、歴史的関係が深い。1947年以降、米国を政権者とする国連の太平洋諸島信託統治地域の一部であったが、1986年11月に米国に国防と安全保障を委ねた自由連合関係（自由連合盟約：コンパクト）に移行し、1990年12月に国連安全保障理事会がミクロネシアの信託統治の終了を宣言し、正式に独立。以後、コンパクトに基づく米国からの財政支援（政府歳入の約25%）を受けてきたが、コンパクトが2023年に期限を迎える事から、その後の財政的発展を目指すにあたり、税制改正や歳出の効率化、自国内産業の育成などが課題となっている。

国内の主要産業は世界第14位の298万k㎡の排他的経済水域（EEZ）を利用した漁業であり、EEZにおける外国船への入漁料は米国からの財政支援に次ぐ2番目の外貨収入源となっている。そのため、COVID-19の影響を受けても2020年の実質経済成長率は1.2%となった（IMF, 2021年4月）。しかしながら、国内の医療保健体制が脆弱なことから、2020年3月以降から国境封鎖を行うことでCOVID-19を防いでいたが、これが長期化しており、2021年の実質経済成長率は▲3.7%と予測されている（IMF, 2021年4月）。他の主要産業としては農業があげられるが、漁業も含め貨幣経済と伝統的自給経済が混在し、国内の生産性は低い。生活必需品の多くを輸入に依存していることから、国内産業育成や雇用の創出は阻まれ、結果、貿易収支は恒常的に赤字となっている。

かかる状況の下、当国政府により策定された「国家戦略的開発計画 2004-2023」（Strategic Development Plan 2004-2023）に沿って、基礎インフラの整備、税制改正、再生可能エネルギーの導入などに取り組んでいる。

<マーシャル諸島共和国>

マーシャル諸島共和国（以下、「マーシャル」という。）は、1914年から30年に亘り、日本が南洋群島の一部として委任統治していたこともあり、歴史的関係が深い。1947年以降は、米国を施政権者とする国連太平洋諸島信託統治地域の一部を構成していたが、1986年には、米国に国防と安全保障を委ねた自由連合関係（自由連合盟約：コンパクト）に移行し1991年に国連に加盟した。2003年には、米国が2023年までの20年間に亘って、財政支援と信託基金への拠出により8億ドルの援助を行うこと、及び、クワジェリン米軍基地の2066年までの土地使用料として総額23億ドルを支払うことなどを盛

り込んだコンパクト新協定を締結した。しかしながら、国家歳入の約4割が米国からの援助に大きく依存した経済構想のため、2023年以降にコンパクトが終了した場合、経済的な代替措置の見通しは立っていない。

当国の経済は、伝統的な自給経済と貨幣経済が混在しており、主要産業は漁業と農業（コプラ及びヤシ油）である。2018年の実質国内総生産（GDP）は2.21億米ドル、実質経済成長率は6.5%であったが、COVID-19の影響により、観光業や運輸業の落ち込みに加え、入漁料が減少し2020年度は▲3.3%となり、今後は緩やかな回復が想定されている。（IMF,2021年4月）。同国政府は、「観光開発戦略2020-2024」を策定し、観光客誘致に取り組んでいるが、観光客受入のための基本的なインフラ設備は脆弱である。

かかる状況の下、当国政府は、「国家戦略計画2020-2030」（National Strategic Plan 2020-2030）の中で、5つの柱（①社会・文化、②環境・気候変動、③インフラ、④経済発展、⑤ガバナンス）の下、強靱かつ環境に配慮した持続可能な国家運営を目指している。

第3条 調査の目的と範囲

フィジー・ミクロネシア・マーシャルにおける開発の現状及び政策、投資環境の現状及び政策の概要を把握した上で、マクロ経済と主要セクターの現状と課題について詳細情報を収集・分析を行う。情報収集・分析の結果を踏まえて、同国が持続可能な開発と経済発展を実現するために重点的に取り組むべきセクターや課題と対応策を抽出したうえで、各国の経済発展へ貢献する有望なセクターについても確認する。また、かかる課題への対応のためにJICAが支援する可能性のある具体的な協力案を検討・提案することを目的とする。

本調査の範囲（主な内容）は以下のとおり。

- (1) 開発政策
- (2) 民間投資
- (3) マクロ経済
- (4) 主要セクター分析 等

第4条 調査実施の留意事項

本調査は、情報収集及び具体的な協力案の検討の際には、東南アジア・大洋州部またはフィジー事務所、ミクロネシア支所、マーシャル支所と十分調整のうえ、検討すること。

なお、特に以下の段階においては、JICA関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

- 1) インセプションレポート作成時
分析の項目・レベルや関係資料について当機構と十分に協議・確認する。
- 2) 現地調査終了時
現地調査終了後、現地調査結果概要につき説明・協議する。現地調査結果概要については、当機構のフィジー事務所、ミクロネシア支所、マーシャル支所に報告を行うこと。
- 3) 報告書（案）作成時
報告書の内容、分析結果の記載内容等について、当機構と十分に協議・確認す

る。

第5条 調査の内容

本調査の内容は、以下（１）～（８）のとおりとする。

(1) 開発政策にかかる情報収集

開発政策及び分野別開発政策の情報を収集し、整理する。

フィジーにおける国家開発は、長期の「国家開発計画 2017-2036」および、この長期計画を補完する 5 年毎の中期の「国家開発計画 2017-2021」（National Development Plan 2017-2021）の 2 つに基づき実施されている。国家開発計画では、「フィジーを変える（Transforming Fiji）」をテーマに掲げ、「1. 包括的な社会的・経済的発展（全国民の社会福祉の改善等）」及び「2. 変革の戦略的な推進（連結性の向上、新たな技術の導入、生産性の最大化等）」の 2 つの戦略アプローチが掲げられており、それぞれのアプローチの下に各分野における開発課題と開発の方向性を示している。

ミクロネシアにおける国家開発は、「国家戦略的開発計画 2004-2023」において 10 項目の重点分野（1.民間育成、2. 公共セクター改善、3. 教育、4.医療、5.農業、6.漁業、7.観光、8.環境、9.ジェンダー、10.社会インフラ整備）が定められている。

マーシャルにおける国家開発は、「国家戦略計画 2020-2030」の中で、「強靱・持続可能・自助」という大目標が定められており、最も重要な 5 つの柱（①社会・文化、②環境・気候変動、③インフラ、④経済発展、⑤ガバナンス）の下、24 分野の戦略的政策的目標とアプローチが示されている。

(2) 民間投資にかかる情報収集

以下の 1) ～3) について、日本国内で把握できる情報・既存資料を収集した上で、現地出張（またはオンラインによる面談）により関係機関を訪問して、関連資料の収集、ヒアリング調査等を実施し、整理・分析する。

- 1) 民間投資の現状・動向
- 2) 民間投資政策・制度
- 3) 金融セクター（政府系及び民間系の金融機関の概要とサービス内容）

(3) マクロ経済分析

以下のマクロ経済関連の情報を今後の予測も含め収集し、分析する。日本国内で把握できる情報・既存資料を収集した上で、現地出張（またはオンラインによる面談）により関係機関を訪問して、関連資料の収集、ヒアリング調査等を実施する。

- 1) 経済概況・構造、物価
- 2) 財政状況・公的債務
- 3) 国際収支・対外債務
- 4) 債務持続性分析

(4) 世界的な COVID-19 感染拡大の影響による経済的インパクト及び各国政府の対応策にかかる情報収集

フィジー・ミクロネシア・マーシャルにおける中央政府や中央銀行、その他関係機関が実施した COVID-19 による経済的インパクト（フィジーは、サイクロン被害の影響も含む）、中央政府による経済刺激策等を含めた対応策について各種文献等から情報収集し、上記（3）で収集・分析した情報との整合性を評価する。

(5) 主要セクター分析

以下の主要セクターの情報を収集し、概況を把握するとともに、一般的な開発の観点、及び投資促進や産業育成の観点から課題を整理・分析する。日本国内で把握できる情報・既存資料を収集した上で、現地出張（またはオンラインによる面談）により関係機関から、関連資料の収集、ヒアリング調査等を実施し、各国の国別開発協力方針における重点分野の課題や戦略を整理・分析する。

(6) 重点的に取り組むべきセクターや課題と対応策の検討・洗い出し

上記（1）～（5）の結果を踏まえ、持続可能な開発と経済発展を実現するために重点的に取り組むべきセクターや、投資促進や産業育成に資する有望セクターと、それらセクターにおける課題と対応策を洗い出す。

(7) 他ドナーの活動

上記（5）に挙げた主要セクターについて、フィジー・ミクロネシア・マーシャルにおける主要ドナーの支援概要を分析する。

(8) JICAによる具体的な協力案の検討・提案

上記（6）の結果を踏まえ、洗い出された課題へ対応するために、JICAとして支援する可能性のある具体的な協力案（各国事業展開計画における「協力プログラム概要」と同等のシナリオ案）を検討し、太平洋・島サミットで掲げられた協力の柱に沿った形でJICAにより実施すべき主要な案件例を提案する。必要に応じて、東南アジア・大洋州部及び現地事務所・支所とも調整のうえ、検討する。

調査における具体的な作業及び期間は、以下を目安とし、より効率的・効果的な方法がある場合は、提案すること。

【国内準備作業（2021年8月下旬～2021年9月上旬）】

(1) 関連資料・情報の収集・分析、事前質問票の作成等

既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュール（隔離期間の有効活用など）を検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップするとともに、必要に応じて調査対象機関への事前質問表を作成する。

(2) 業務計画書（案）の作成と提出

上記の結果及び調査の全体方針を取りまとめた業務計画書（案）を作成する。インセプションレポート（案）の内容は以下のとおり。東南アジア・大洋州部及びフィジー事務所・ミクロネシア支所・マーシャル支所との会議を開催し、インセプションレポート（案）の内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、インセプションレポートを最終化し、JICAの承認を得る。

- ・ 調査の背景、経緯
- ・ 調査の目的
- ・ 調査の方針
- ・ 調査の内容と方法（作業項目、手法）
- ・ 作業計画（作業工程フローチャート、日程等）
- ・ 調査員の作業および作業期間

- ・ 調査実施体制（現地の体制、国内支援体制）
- ・ 提出する報告書とその目次案
- ・ JICAへの便宜供与依頼事項

【現地作業（2021年9月中旬～2021年11月下旬）】

- (1) 経済と主要セクターの現状と課題にかかる情報収集・課題整理
 上記、調査の内容（1）～（5）の項目に係る調査を行い、同国が持続可能な開発と経済的発展を実現するために重点的に取り組むべきセクターや課題を抽出する。

【国内整理作業（2021年12月上旬～2022年1月下旬）】

- (1) ドラフトファイナルレポートの作成
 これまで実施された本調査の全ての結果を取り纏めの上、別紙の項目に沿ってドラフトファイナルレポートを作成する。
- (2) ファイナルレポートの作成
 ドラフトファイナルレポートに対する関係者からのコメントを検討の上、必要な箇所については改定し、ファイナルレポートとして取り纏める。

第6条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(3)を成果品とする。最終成果品の提出期限は、2022年1月下旬を予定している。なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- (1) インセプションレポート
 和文5部、英文4部（簡易製本（ホッチキス止め可））
- (2) ドラフトファイナルレポート
 和文5部（簡易製本（ホッチキス止め可））
- (3) ファイナルレポート
 和文15部、英文15部（製本）、CD-R（和文1枚、英文1枚）

報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。

(別紙)

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

1. フィジーの外観（地理・地勢、国内政治、外交等）
2. フィジーの経済分析
 - 2-1 経済概況・構造、物価
 - 2-2 財政状況・公的債務
 - 2-3 国際収支・対外債務
 - 2-4 債務持続性分析
3. 開発政策・投資政策
 - 3-1 開発政策・分野別開発政策
 - 3-2 外資誘致に係る投資政策・制度
4. 民間投資
 - 4-1 民間投資の現状・動向
 - 4-2 民間投資政策・制度
 - 4-3 金融セクター（政府系及び民間系の金融機関の概要とサービス内容）
5. セクター分析
 - 5-1 公共インフラ（運輸交通、都市計画、上下水道、IT・通信を含む）
 - 5-2 エネルギー
 - 5-3 産業（農林水産業・観光業・鉱業を含む）
 - 5-4 気候変動・防災
 - 5-5 環境保全
 - 5-6 教育・保健
6. 重点セクター及びJICAの協力等に係る提言

以下、ミクロネシア、マーシャルも同様。

以上

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

- 1) 2021年8月下旬より業務を開始
- 2) 2021年12月下旬にドラフトファイナルレポート（和文）を提出
- 3) 2022年1月下旬までファイナルレポート（英文及び和文）を提出

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 9.0人月（M/M）（現地：4.5M/M、国内4.5M/M）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/マクロ経済・投資環境分析（2号）
- ② セクター概観・開発アプローチ分析（3号）

(3) 配布資料／閲覧資料等

1) 配布資料

特になし。

2) 公開資料

本業務の参考となる以下の資料が以下のウェブサイトで公開されています。

- プロジェクト研究「小規模島嶼国における地域振興のあり方」報告書（JICA）
（URL：
http://open_jicareport.jica.go.jp/340/340/340_000_12252029.html）
- 国別開発協力方針・事業展開計画（外務省）
（URL：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo_kakkoku.html）
- フィジー「国家開発計画 2017-2036」
（URL：<https://www.fiji.gov.fj/getattachment/15b0ba03-825e-47f7-bf69-094ad33004dd/5-Year---20-Year-NATIONAL-DEVELOPMENT-PLAN.aspx>）
- Fiji Ministry of Health and Medical Services Strategic Plan 2020-2025
（URL：<http://www.health.gov.fj/wp-content/uploads/2020/05/Strategic-Plan-2020-2025-1.pdf>）
- Fiji Non-Communicable Diseases Strategic Plan 2015-2019
（URL：<http://www.health.gov.fj/wp-content/uploads/2018/03/Final-NCD-Strategic-Plan-2015-2019.pdf>）
- Fiji Climate Change and Health Strategic Action Plan 2016-2020
（URL：<http://www.health.gov.fj/wp-content/uploads/2014/05/CCHSAP-2016-2020-November.pdf>）
- Fiji Low Emission Development Strategy 2018 - 2050
（URL：
https://unfccc.int/sites/default/files/resource/Fiji_Low%20Emission%20Development%20%20Strategy%202018%20-%202050.pdf）
- Fiji's National Adaptation Plan Framework(October 2017)

(URL: <https://cop23.com.fj/wp-content/uploads/2018/03/NAP-Framework-Fiji.pdf>)

- ミクロネシア「国家戦略的開発計画 2004-2023」
(URL: <https://www.rmioct.org/national-strategic-plan-2020-2030>)
- FSM Policy for Overseas Development Assistance(July 2013)
(URL : <https://www.adb.org/sites/default/files/linked-documents/cobp-fsm-2015-2017-sd-03.pdf>)
- マーシャル「国家戦略計画 2020-2030」
(URL: <https://www.theprif.org/media/106>)

(4) 対象国の便宜供与（必要な場合に記載）

関係機関との面談に係る設定や事前質問の配布・回収については、必要に応じ対象国の当機構現地事務所・支所の支援を受けられるものとする。

(5) その他留意事項

現地渡航に関し、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大の影響による渡航制限措置等を考慮し決定することとする。各国の渡航制限措置は流動的であり、現地渡航の可否の判断は、契約締結後となる可能性がある。

現地渡航が可能となり、現地調査を実施する場合は、各国政府の定める制限措置及び当機構の定める行動規範に沿った対応をとることとし、当機構現地事務所・支所とも適宜調整を行うこととする。また、現地渡航の実施が不可となった場合においては、国内業務に切り替え、ファイナルレポートを含めた報告書の提出期限は変更せず、契約期間等も当該理由による延長等はしないこととする。

以上